明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（**内閣府**二三二）　一
○登録認定機関の登録に関する件
（**総務**三九一）　三
○技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件の一部を改正する件
（**同**三九二）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件
（**政治資金適正化委**六四）
○除籍の一部が滅失した件
（**法務**三六四）
○難民認定証明書が効力を失った件
（**同**三六五）
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（**同**三六六）
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**三六七）
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件（**厚生労働**三三一）　四
○保安林の指定をする件
（**農林水産**二五四四～二五五七）　四
○保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を指定した件（**国土交通**一〇〇〇）　五
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**一〇〇一）　六
○航路標識に関する件
（**海上保安庁**一八八、一八九）　七
○道路に関する件
（**関東地方整備局**四一三～四一八）　七
○浄化槽の型式の認定を更新した件
（**同**四一九）　八
○道路に関する件
（**北陸地方整備局**八二）　八
○都市計画に関する件
（**近畿地方整備局**二一一）　八
○道路に関する件
（**中国地方整備局**一四二、一四三）　八
○道路に関する件
（**北海道開発局**一〇七、一〇八）　八

〔人事異動〕

内閣　復興庁　財務省　海上保安庁
環境省　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

国家試験
平成二十五年度船舶に乗り組む衛生管理者試験の実施に関する公示
（国土交通省）　一〇

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告
（国土交通省）　一〇

〔資料〕

閣議決定等事項　一一

〔地方自治事項〕　一二

〔公告〕

諸事項　一二

官庁
無縁墳墓等改葬関係　一二

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一二

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　一三

会社その他

告示

○内閣府告示第二百三十二号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第五十三条第一項の規定に基づき、株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準を次のとおり定めたので、同条第三項の規定に基づき、これを公表する。

平成二十五年十月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）が特定選定事業等支援の業務の実施並びに特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準は、次の1から3までのいずれの事項も満たすこととする。

1　支援対象となる対象事業が満たすべき基準

機構が特定選定事業等支援を行おうとする対象事業者による事業（以下「対象事業」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれの事項も満たすこととする。

その際、対象事業に関する特定選定事業が、以下のプロセスを経たものであることに留意することとする。

・　公共施設等の管理者等により公平性及び透明性の確保の観点から行われる特定事業の実施方針の策定・公表手続
・　公共施設等の管理者等により公平性及び透明性の確保の観点から行われる特定事業の評価・選定・選定結果等の公表手続
・　公共施設等の管理者等が公募の方法等により民間事業者を選定する場合において、当該民間事業者により経営能力、技術的能力及び収益性の観点から行われる検討等

(1)　公共性・公益性

対象事業が、地域経済の活性化を含む我が国経済の成長力強化に寄与するために民間の事業機会の創出及び民間主体の資本市場の確立を促進させるとの観点を踏まえつつ、一定の公共性・公益性を有するものであること。